

一般社団法人 最適経営学実践協会 会員規約

第1条（目的）

一般社団法人最適経営学実践協会会員規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人最適経営学実践協会（以下、「本協会」という。）の会員の会費、入退会及び会員の権利義務等、本協会の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものである。

第2条（名称）

本協会は、一般社団法人学実践協会という。

第3条（会員）

会員は、本協会の目的に賛同して入会の申込みをし、入会登録に必要な要件を満たしていると本協会事務局より認められた上で、本規約第6条に定める入会金を指定日までに納めた個人・法人とします。

第4条（入会申込等）

- 1 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を定められた方法で本協会事務局宛に提出しなければならない。
- 2 本協会理事会及び事務局は、前各項の申し込みがあったとき、所定の手続きを経た上で入会の可否を判断し、これを入会申込者に対し通知する。
- 3 会員となろうとする者が年会費を納入した日を入会日とする。

第5条（会員資格基準）

本協会への入会を希望する者から申込みがあったとき、本協会事務局及び理事会は、以下のいずれかの項目に該当する場合には入会を承認しないことができる。

- （1）本協会の趣旨に賛同していないとき
- （2）過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがあるとき
- （3）前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- （4）会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、そのおそれがあると理事会で決議したとき

(5) 会員になろうとする者の事業または商品が本協会の活動の趣旨と利益相反すると予想されるとき、またはそのおそれがあると理事会で決議したとき

(6) その他協会が不適切と判断したとき

第6条（会費）

会員の本協会の会費は次の通りとする。

(1) 入会金 : 20,000 円（税別）

(2) 年会費 : 60,000 円（税別）（個人会員）

100,000 円（税別）（法人幹部育成Aコース（別紙参照））

150,000 円（税別）（法人リーダー育成Bコース（別紙参照））

(3) 本協会は、毎年5月末を一年度とし、初回入会時の年会費は、入会日の属する月から翌5月が到来するまでの期間における月数の割合に応じた金額とする。

第7条（会員の有効期限）

本協会の会員の有効期限は、第4条で定めた入会日より翌5月末日が到来する日とする。

第8条（会員の権利）

会員は、次の権利を有する。

(1) 本協会が発信する各種情報の閲覧

(2) 本協会が主催するセミナー、イベント、講義、講習会などへの会員割引価格または無償での参加

(3) その他、理事会の承認により認められる各種権利

第9条（会員の義務）

会員は、次の義務を負う。

(1) 本協会の定款並びにその他規則及び議決に従うこと

(2) 本協会の会費等を納入すること

(3) 本協会からの情報の閲覧については、本協会が定める手順に従うこと

(4) 本協会の会員同士または会員と本協会が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと

(5) 住所・氏名等会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を事務局に提出すること

なお、会員が変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本協会はその責任を負わない

第10条（本協会の社員）

- 1 本協会における会員は、本協会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員ではない。
- 2 本協会の一般社団・財団法人法上の社員の選出方法は別途本協会の運営規約において定める。

第11条（本会員制度の入会要件）

本会員制度の会員への入会を希望する者は、

- (1) 入会申込書に必要事項を記入し本協会事務局に提出すること
 - (2) 乙が入会金を納めること
 - (3) 本規約第6条に定める会員資格基準を満たしていると本協会事務局が認めること
- の全てを満たすことが要件となる。

第12条（入会手続き）

会員への申込申請は、以下の手順でなされるものとする。

- (1) 所定の入会申込書に必要事項を記載し、本協会事務局に提出する
- (2) 入会希望者は、入会金を、乙が定める方法で納入する
- (3) 入会希望者より入会金の入金が確認された時点で、乙が入会希望者に通知する

第13条（更新）

会員が本協会会員資格を更新する場合、更新日の1週間前までに年会費を支払わなければならない。

会員が更新のための年会費を納入せず、督促後な年会費を3か月以上納入しないときは、退会したものとみなす。

第14条（退会）

会員が本協会を退会しようとするときは、別途定める退会届を本協会事務局に提出しなければならない。また、会員は次のいずれかの一つに該当するとき退会したものとみなす。

- (1) 個人が死亡しまたは失踪宣告を受けたとき
- (2) 本協会に登録された連絡先での接触ができないことが判明してから3か

月以上改善が為されないとき

(3) 月会費を納入せず、督促後なお年間利用料を3カ月以上納入しないとき

なお、本協会は、有効期限の満期での退会、あるいは有効期限途中での退会、または退会理由の如何を問わず、納入された入会金及び月会費の返金を行わないものとする。

第15条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、本協会はこれを一方的に除名することができる。

- (1) 本協会の定款または規則に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき
- (2) 本協会の名誉を毀損しまたは本協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他本協会が不適切と認めたとき

第16条（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が第14条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失う。

ただし、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。

本協会は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した年会費を返還しない。

第17条（会員名簿）

本協会は、会員の名称または氏名及び電子メール等を記載した会員名簿を作成する。

第18条（事務所）

本協会は、主たる事務所を名古屋市に置く。また本協会は、理事会の承認を得て、必要な地に支部などを置くことができる。

第19条（会員規約の追加・変更）

- 1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めることができる。
- 2 本協会は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。
- 3 本協会の理事会の議決により変更された本規約は、本協会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本

規約に拘束されることになる。

第20条（個人情報の保護）

- 1 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 その他、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により、別途定める個人情報保護方針及び関係する規定による。

第21条（免責および損害賠償）

- 1 会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとする。

万が一、本協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本協会は、間接損害・特別損害・逸失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず責任を負わないものとする。

- 2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第22条（法令の準拠）

本協会の会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本協会が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

第23条（合意管轄）

会員と本協会の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本協会の全ての会員に本規約を適用するものとし、全ての会員は本規約に同意し、遵守するものとします。

附則

本規定は、2018年6月1日から施行する。